

令和6年4月24日
教育委員会事務局

世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想策定委員会による
検討結果の提出について

1 主旨

教育委員会では、学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「ねいろ」の運営での知見を踏まえつつ、増え続ける不登校児童・生徒のニーズに対応した教育機会を確保するため、学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想策定委員会（以下、「策定委員会」という。）を設置のうえ、学びの多様化学校（不登校特例校）開設の検討を進めてきた。

このたび、計3回の策定委員会を実施し、策定委員会の「世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想」（以下「構想」という。）を取りまとめ、提出を受けたので報告する。

2 策定委員会の実施

(1) 経過

開催回	日時	会場	協議内容
第1回	令和5年12月15日（金） 午後3時30分～午後5時	区立教育総合センター	基本的な考え方について
第2回	令和6年2月7日（水） 午後1時30分～午後3時	区立教育総合センター	基本構想（案）に向けた協議等
第3回	令和6年3月22日（金） 午後1時～午後2時30分	区立教育総合センター	基本構想（案）についての協議

(2) 委員の構成

学識経験者、医療関係者、弁護士、不登校児童・生徒の保護者、教育相談臨床心理士、区立小・中学校長及び教諭

※第2回・第3回は外部の有識者（他自治体学びの多様化学校校長・文部科学省学びの多様化学校マイスター）を招聘し、学びの多様化学校における先進事例の説明や最新情報を提供いただいた。

3 「構想」の構成

「構想」は、下記の各章で構成されている。

- (1) 世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想策定について
- (2) 根拠法令及び計画
- (3) 世田谷区の不登校児童・生徒の状況について
- (4) 世田谷区の不登校支援施策について
- (5) 学びの多様化学校分教室「ねいろ」の取組みの成果と課題
- (6) 策定委員会の検討経過及び内容
- (7) 世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想
- (8) 世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想を踏まえた全体構想
- (9) 巻末資料

※詳細は、別紙「世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想」のとおり

4 世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想

（１）設置の方法

校舎や校庭、体育館等の施設があり、多様な学びを展開できる学校として設置する。

（２）学びの多様化のモデル校としての性格

学校教育法第一条に該当する学校として、校長等の管理職や教職員の体制や施設を整え、子どもを主体とした不登校支援の研究や多様な学びを実践し、世田谷区立学校のモデルとしての教育活動を行うということを目的とする。

（３）教育理念

学びの多様化学校は、不登校生徒が登校という結果のみを目的とするのではなく、生徒が自らの進路を主体的に捉えて、一人一人の生徒の個性に合わせた多様な学びを行うなど、柔軟な教育課程を編成し、社会的に自立することを目指す。

（４）規模

1学年20名を定員として、少人数のよさを生かした学年・学級編成とする。

（５）学習内容

基礎的な学習内容の定着を図りながら、芸術や文化、科学等、生徒の興味・関心に基づく、多様な学びの時間を確保する。

（６）特色ある教育活動

学びの多様化学校での学びが生徒同士、生徒と教職員のコミュニケーションを目的とした活動時間を確保する。

（７）相談機能の充実

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを常に配置し、生徒がいつでも相談できる体制を整備する。

（８）居場所としての工夫

生徒が個性を発揮する多彩な活動場所となるよう、居心地のよい居場所づくりを生徒と相談しながら進める。

（９）不登校相談窓口

不登校相談窓口を併設し、在籍していない不登校の児童・生徒やその保護者、卒業後の生徒が必要とする相談や支援を受けられる拠点を設置する。

（１０）複合的な機能

ほっとスクールや学びの多様化学校、子どもたちが集える場など、多様な子どもたちの学びの場や居場所として、地域の拠り所となる複合的な施設とする。

（１１）設置場所

不登校生徒の需要が増加し早急に設置する必要があることや、また教職員体制や校庭、体育館、専科教室の確保が可能なことなどから、旧北沢小学校跡地を候補地とする。

5 教育委員会の対応

策定委員会の策定した「構想」をもとに、教育委員会及び庁内関係所管での検討を進め、学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想を取りまとめる。

6 今後のスケジュール（予定）

令和6年5月 文教常任委員会報告（基本構想案）

6月 基本構想策定（教育委員会議案審議・決定）

世田谷区立学びの多様化学校
(不登校特例校) 等基本構想

令和6年3月

世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等

基本構想策定委員会

目 次

1	世田谷区立学びの多様化学校等（不登校特例校）基本構想策定について…………	1
2	根拠法令及び計画……………	1
3	世田谷区の不登校児童・生徒の状況について……………	2
4	世田谷区の不登校支援施策について……………	2
5	学びの多様化学校分教室「ねいろ」の取組みの成果と課題……………	3
6	策定委員会の検討経過及び内容……………	4
7	世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想……………	5
8	世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想を踏まえた全体構想	6

【巻末資料】

資料 1	世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想策定委員会設置要綱 及び委員名簿……………	7
資料 2	世田谷区の不登校児童・生徒の状況……………	9
資料 3	世田谷区の不登校支援の実際……………	1 2

1 世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想策定について

教育委員会では、不登校支援を充実させていくため、令和6年度を初年度とする「世田谷区教育振興基本計画（案）」のなかで、その取り組み項目として「新たな学びの場の確保（多様性や個性を認め伸ばす場づくり）」及び「不登校支援の充実」を掲げ、ほっとルーム（別室登校）の拡充や、学びの多様化学校（不登校特例校）分教室運営の充実、ほっとスクール（教育支援センター）の地域偏在解消と定員の拡大、オンラインでつながる支援事業の充実などを位置付け、これに沿って様々な支援形態の整備を推進することとしている。こうしたなか、その取り組みの一つである学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「ねいろ」の運営に関し、初めて卒業生が出たことも踏まえ、取り組みの評価を行った。

今般、「ねいろ」での知見も基に、令和6年度からの教職員共通の指針となる「不登校支援ガイドライン（案）」をまとめており、各学校において魅力ある学校づくりを進め不登校を未然に防止するために、学びの多様化学校（不登校特例校）の取り組みを全校へ広げることが、非常に有益である。今後、各学校における魅力ある学校づくりを進めるとともに、増え続ける不登校児童・生徒のニーズに対応した教育機会を確保するため、申込相談数の多い状況にある、学びの多様化学校（不登校特例校）の増設が急務であり、開設の検討を早急に進めていく必要があるため、検討を進めることとした。

2 根拠法令及び計画

基本構想策定の検討にあたっては、下記の法令及び計画等に基づき協議を進めた。

（1）学校教育法 第1章 総則 第1条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

（2）教育機会確保法 第10条

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（3）中学校学習指導要領 第1章 総則（平成29年告示）

ア 不登校生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を促す観点から、個々の生徒の実態に応じた情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

イ 相当の期間中学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、生徒の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

（4）教育振興基本計画（令和6年度から令和10年度）

・1－4－①新たな特例校の開設・運営

教育総合センター開設後に培ってきた大学や企業等との地域連携や STEAM 教育の実践、また令和4年4月に開設した「ねいろ」の運営での知見を踏まえつつ、これまでの学校システムに子どもたちが合わせるのではなく、不登校を経験した子どもたちそれぞれが思い描く通いたくなる学校像を希求し、彼らをありのまま受け入れる新た

な特例校の開設に向けて検討する。

・ 1－4－⑤新たな学びの場の環境整備

新たな学びの場の教育施設として、多様な個性のある子どもたちがいきいき過ごせる環境整備を行い、誰もが通いたくなる学校環境の実現を目指す。

これまでの学習環境にとらわれない施設として、個々の児童・生徒が個性を発揮する多彩な活動場所となるよう、居心地のよい居場所づくりの検討を進める。

今後、新たに開設を検討する特例校をモデル校として、内装や備品等で趣向を凝らすイメージで整備検討を進める。また、当事者である児童・生徒の意見聴取を行い整備プランに反映させるとともに、整備後はモデル校の評価検証を行った上で、区立学校への展開を検討する。

3 世田谷区の不登校児童・生徒の状況について

- (1) 世田谷区の小学校、中学校における年間累計30日以上欠席している不登校児童・生徒数は、平成30年度は825人だったが、令和4年度には1,540人と約1.9倍に増加している。さらに令和5年度も増加傾向が続いている。

- (2) ほっとスクールの入室希望者や、学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「ねいろ」への入室希望者も多くなっている。

※学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「ねいろ」の申込相談数の推移

該当年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（令和6年2月時点）
申込相談数	43人	106人	147人

※不登校児童・生徒の状況等の詳細は巻末資料2を参照

4 世田谷区の不登校支援施策について

不登校児童・生徒が増加傾向にあるなか、不登校児童・生徒への個々に応じた支援だけでなく、不登校を生み出さないという学校づくりの視点が不可欠となっている。こうした状況を踏まえ、教育委員会では「不登校支援ガイドライン（案）」をまとめており、令和6年3月に策定する予定である。このガイドラインは、児童・生徒の個々に応じた支援を、各学校が組織的・継続的に行うため、不登校の未然防止、早期発見・早期対応、長期化した場合の支援など、各段階における教職員共通の対応の指針となるものである。

また、教育委員会では、上記以外にも不登校になっても学校の出席につながる支援、不登校状態の長期化又は引きこもりになった児童・生徒への支援など、個々の状況に合わせた支援策の充実を図るとともに、教育相談内容が複雑・多様化する中で、更なる相談体制・機能の充実と、不登校児童・生徒が長期引きこもりに移行しないよう、区福祉所管、教育委員会及び学校が連携して早期支援につなげるなど、連携の強化を図っている。

※不登校支援施策の詳細は、巻末資料3を参照

5 学びの多様化学校分教室「ねいろ」の取組みの成果と課題

世田谷区では、令和5年3月に「ねいろ」に通う生徒・保護者・教職員を対象に、不登校支援に対するニーズ等についてアンケート調査を実施した。その中で、生徒・保護者からは、少人数で手厚い指導・支援が受けられることが良かった点として挙げられるなど、少人数の良さを生かした学習活動や、登校時間や学習内容の柔軟さ、コミュニケーション力の育成が評価され、「ねいろ」に通う生徒の多くは自分の居場所をみつけ、日々、過去の不登校を感じさせないほど生き生きと学んでいる。

一方で、集団の中で過ごしにくい生徒へのケアや自宅から遠いことなどの地域偏在が課題として挙げられており、「ねいろ」にもなじめない生徒がいることから、学校の在り方については、これが完成と考えずに常に改善をしていく必要がある。不登校児童・生徒が増加傾向を示す中で、学びの多様化学校（不登校特例校）を希望する生徒の動向を注視しながら、地域偏在の観点からも、第二の学びの多様化学校（不登校特例校）を検討することが求められる。

生徒、保護者、教職員へのアンケート結果を踏まえた成果と課題は次のとおりである。

【成果】

- ①少人数のよさを生かした学習活動を行い、きめ細やかな指導が行われている。
- ②登校時間や学習内容が柔軟である。
- ③コミュニケーション力の育成に重点を置いている。
- ④令和4年度の卒業生10名のうち、5名が定時制等を含む都立高校に進学、5名が通信制を含む私立高校へ進学した。

【課題】

- ①専科教室、校庭、体育館が敷地内にないため、近隣の学校を利用するなど移動が必要であるほか、体を動かすことを好む子どもたちにとって魅力的な施設になっていない。
- ②校長等の管理職は本校と兼務であるため、管理面に課題があり、災害等の危機管理にすぐに対応できない。
- ③東京都の教員が4名配置されているが、養護教諭等は区の雇用で対応しており、最小限の指導体制で運営しており、教育活動上での支障が生じることがある。
- ④分教室「ねいろ」にも登校できなくなってしまった生徒もおり、そうした生徒に対する教育への支援や通いたくなる環境及び支援体制を整える必要がある。

6 策定委員会の検討経過及び内容

学びの多様化学校（不登校特例校）の開設に向けて検討を進めるため、世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想策定委員会を令和5年12月に設置した。

委員の構成は、学識経験者、医療関係者、弁護士、不登校児童・生徒の保護者、教育相談臨床心理士、区立小・中学校長及び教諭とし、必要がある場合には、外部の有識者からの意見等を聴き、検討を進めてきた。

（１）経過

開催回	日時	協議内容	ゲスト・アドバイザー等
第1回	令和5年 12月15日（金）	基本的な考え方について	分教室「ねいろ」の実践経過の説明 前田委員（世田谷中学校校長）
第2回	令和6年 2月7日（水）	基本構想案に向けた協議等	高尾山学園 黒沢校長（学びの多様化学校マイスター）、京都市洛風学園視察報告
第3回	令和6年 3月22日（金）	基本構想案についての協議	高尾山学園 黒沢校長（同上）

（２）内容

【第1回】

- ・基本構想策定委員会設置の趣旨
- ・世田谷区の不登校児童・生徒の状況
- ・世田谷区教育委員会の不登校支援の実際
- ・学びの多様化学校分教室ねいろの実践状況
- ・意見交換

【第2回】

- ・他自治体における取組みについて
 - ①学びの多様化学校 八王子市立高尾山学園小学部・中学部
 - ・文部科学省「学びの多様化学校マイスター」、高尾山学園校長 黒沢正明氏
 - ②学びの多様化学校 京都市立洛風中学校
- ・世田谷区における学びの多様化学校等の基本構想（案）の骨子について

【第3回】

- ・世田谷区における学びの多様化学校等の基本構想（案）協議

7 世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想

世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想策定委員会において、委員より意見をいただきながら基本的な考え方を定めた。その上で、学びの多様化学校分教室「ねいる」の実践報告と複数の自治体の実践事例の情報共有をしながら、以下の通り世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想の考え方をまとめた。

（１）設置の方法

校舎や校庭、体育館等の施設があり、多様な学びを展開できる学校として設置する。

（２）学びの多様化のモデル校としての性格

学校教育法第一条に該当する学校として、校長等の管理職や教職員の体制や施設を整え、子どもを主体とした不登校支援の研究や多様な学びを実践し、世田谷区立学校のモデルとしての教育活動を行うということを目的とする。

（３）教育理念

学びの多様化学校は、不登校生徒が登校という結果のみを目的とするのではなく、生徒が自らの進路を主体的に捉えて、一人一人の生徒の個性に合わせた多様な学びを行うなど、柔軟な教育課程を編成し、社会的に自立することを目指す。

（４）規模

1 学年 20 名を定員として、少人数のよさを生かした学年・学級編成とする

（５）学習内容

基礎的な学習内容の定着を図りながら、芸術や文化、科学等、生徒の興味・関心に基づく、多様な学びの時間を確保する。

（６）特色ある教育活動

学びの多様化学校での学びが生徒同士、生徒と教職員のコミュニケーションを目的とした活動時間を確保する。

（７）相談機能の充実

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを常に配置し、生徒がいつでも相談できる体制を整備する。

（８）居場所としての工夫

生徒が個性を発揮する多彩な活動場所となるよう、居心地のよい居場所づくりを生徒と相談しながら進める。

（９）不登校相談窓口

不登校相談窓口を併設し、在籍していない不登校の児童・生徒やその保護者、卒業後の生徒が必要とする相談や支援を受けられる拠点を設置する。

（１０）複合的な機能

ほっとスクールや学びの多様化学校、子どもたちが集える場など、多様な子どもたちの学びの場や居場所として、地域の拠り所となる複合的な施設とする。

（１１）設置場所

不登校生徒の需要が増加し早急に設置する必要があることや、また教職員体制や校庭、体育館、専科教室の確保が可能なことなどから、旧北沢小学校跡地を候補地とする。

8 世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想を踏まえた全体構想

ここまでの議論に基づき、子どもが集まる新たな学びの場と居場所、地域交流ができる複合施設をコンセプトとして全体構想を掲げて、具体的な計画を検討していく。

◎全体構想の主な柱

- ・学びの多様化学校本校の設置
- ・ほっとスクールの設置
- ・子どもたちの健やかな成長を支える図書のある居場所の設置
- ・子どもの遊び場の確保
- ・地域も利用できる場所の確保

以上のように、施設に集う子どもたちが、地域に育まれ、地域に愛され、伸び伸びと育ち、社会性を身につけていく、楽しい場所をイメージし検討を進める。

資料 1

世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想策定委員会設置要綱
及び委員名簿

令和5年12月1日 5世教相第232号

（目的及び設置）

第1条 不登校児童・生徒の心の状態や環境等を十分に理解・把握し、一人一人に応じた支援を行うための世田谷区としての学びの多様化学校（不登校特例校）等の基本構想策定を目的として、世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この要綱において、「学びの多様化学校（不登校特例校）等」とは、学びの多様化学校（不登校特例校）やほっとスクール（教育支援センター）、不登校支援に係る取組みをいう。

（所掌事項）

第3条 委員会は、次の事項を調査検討する。

- （1） 世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等の基本構想策定に関すること。
- （2） 世田谷区の児童・生徒とその家族も含めた、不登校に関する実態に応じた施策に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、不登校児童・生徒及びその家族の支援に必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 委員会の委員は、別表に掲げる者のうちから、教育長が任命又は委嘱する者をもって充てる。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は令和6年5月31日とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の事務局は、教育相談課におき、庶務等进行处理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他の必要な事項は、委員

長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行し、令和6年5月31日をもって廃止する。

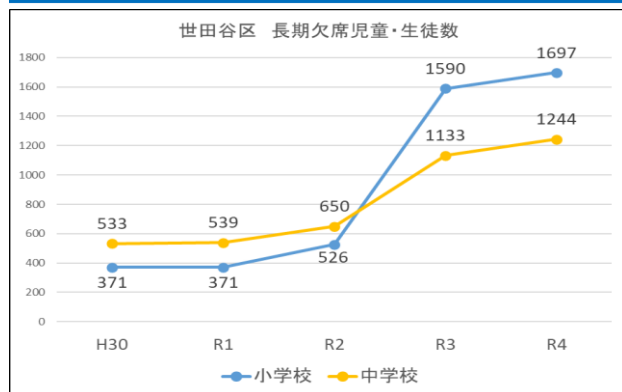
別 表（第4条関係）

【委員名簿】

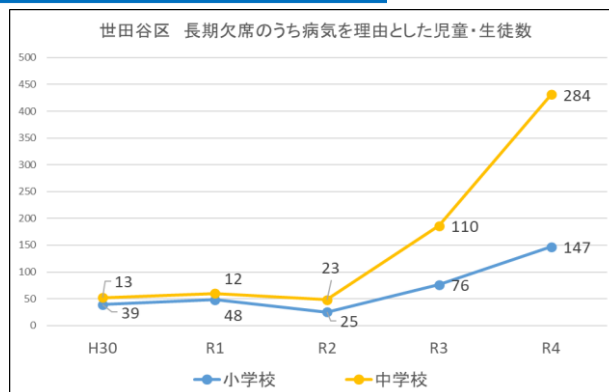
1	委員長	相馬 誠一	東京家政大学名誉教授 東京家政大学大学院客員教授
2	副委員長	渡部 理枝	世田谷区教育委員会教育長
3	委 員	藤平 敦	日本大学文理学部教授
4	委 員	本田 真美	医療法人社団のびた「みくりキッズクリニック」院長
5	委 員	成瀬 大輔	南立川法律事務所弁護士
6	委 員	中川 綾	株式会社アソビジ代表
7	委 員	奥長 英樹	船橋小学校長
8	委 員	本田 仁	東深沢中学校長
9	委 員	前田 浩	世田谷中学校及び分教室ねいろ校長
10	委 員	今村 泰洋	教育相談専門指導員
11	委 員	森田 規子	教育相談専門指導員
12	委 員	中村 麻美	世田谷小学校生活指導主任
13	委 員	黒子 寛之	松沢中学校生活指導主任
14	委 員	水島 美香	学びの多様化学校分教室「ねいろ」保護者
15	委 員	遊長 亜希	学びの多様化学校分教室「ねいろ」保護者
16	委 員	知久 孝之	教育政策・生涯学習部長
17	委 員	小泉 武士	学校教育部長
18	委 員	宇都宮 聡	教育総合センター長
	事務局	加藤 康広	教育総合センター教育相談課長
		山下 裕光	教育政策・生涯学習部学校健康推進課長
		高野 明	教育政策・生涯学習部教育環境課長
		池田 あゆみ	教育政策・生涯学習部副参事
		齋藤 稔	教育政策・生涯学習部中央図書館長
		前島 正輝	学校教育部学校職員課長
		山本 修史	学校教育部教育指導課長
		斉藤 洋子	学校教育部学務課長
		加野 美帆	学校教育部地域学校連携課長

資料2 世田谷区の不登校児童・生徒の状況

1 長期欠席児童・生徒数、病気を理由とした児童・生徒数



	【区】R4	【都】R4	【国】R4
小学校	1,697	19,944	194,263
中学校	1,244	20,986	251,691

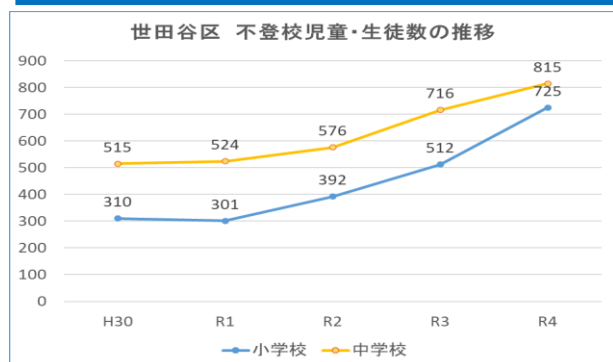


	【区】R4	【都】R4	【国】R4
小学校	147	4,073	31,279
中学校	284	3,248	40,286

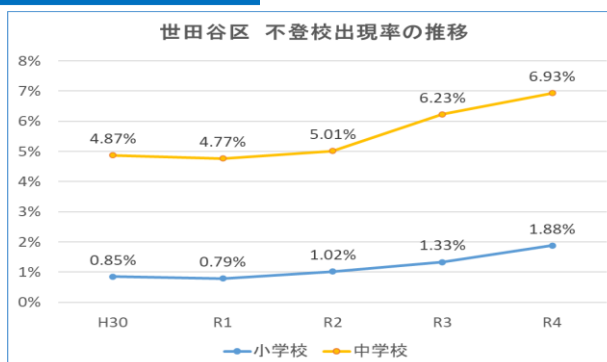
【結果】

- 長期欠席児童・生徒数は増加傾向にあり、特に小学校では令和2年度から令和3年度にかけて大幅に増加している。（令和3年度調査より、新型コロナウイルスの感染回避による欠席理由が追加）
- 病気を理由とした欠席は、小学校・中学校ともに増加傾向にある。特に、中学校では令和2年度から令和4年度にかけて大幅に増加している。

2 (1) 不登校児童・生徒数、不登校出現率



	【区】R4	【都】R4	【国】R4
小学校	725	10695	104265
中学校	815	16217	185810

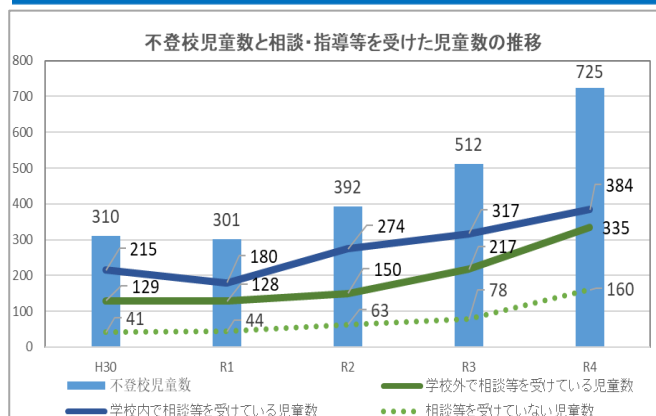


	【区】R4	【都】R4	【国】R4
小学校	1.88%	1.78%	1.70%
中学校	6.93%	6.85%	6.30%

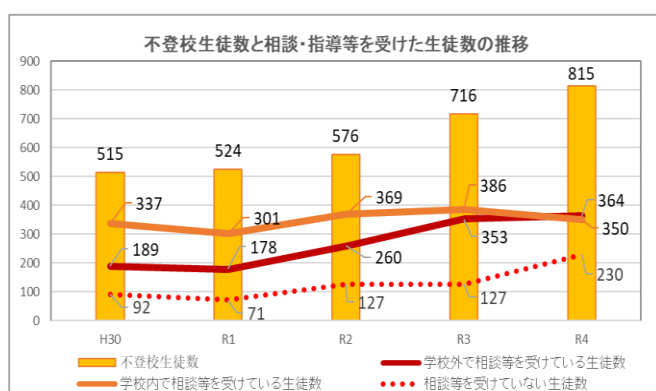
【結果】

- 令和4年度の不登校児童・生徒数は、依然として増加傾向にある。この傾向は、都・国においても同様である。
- 不登校出現率は、都や国と比較して、世田谷区の小学校・中学校ともに上回っている。小学校は国と比べて0.18ポイント、都と比べて0.1ポイント高い。中学校は国と比べて0.63ポイント、都と比べて0.08ポイント高い。

2 (2) 相談・指導を受けた児童・生徒数



小学校		利用した児童数
学校外	教育支援センター(適応指導教室)	49
	教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関	73
	児童相談所、福祉事務所	33
	保健所、精神保健福祉センター	14
	病院、診療所	113
	民間団体、民間施設	49
	上記以外の機関等	16
学校内	養護教諭	113
学校内	スクールカウンセラー、相談員等	320

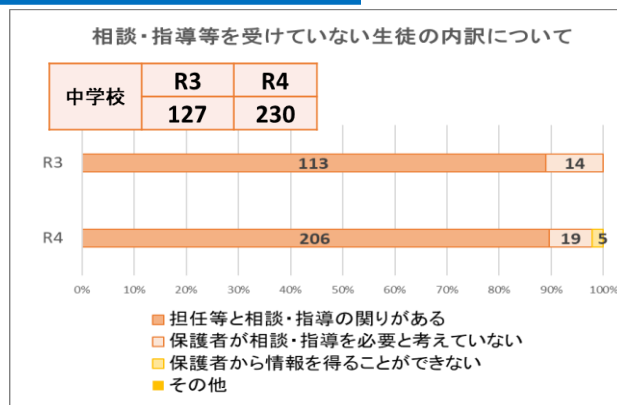
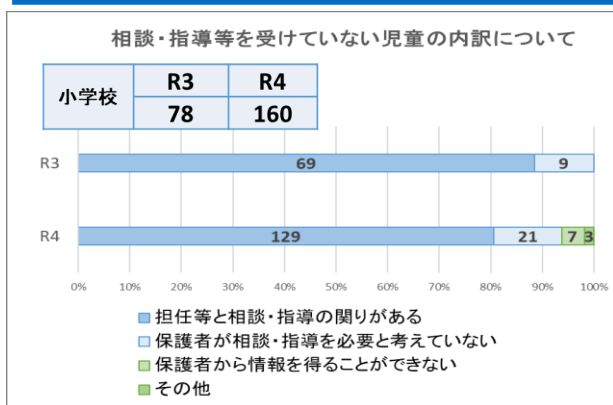


中学校		利用した生徒数
学校外	教育支援センター(適応指導教室)	59
	教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関	86
	児童相談所、福祉事務所	39
	保健所、精神保健福祉センター	11
	病院、診療所	134
	民間団体、民間施設	67
	上記以外の機関等	16
学校内	養護教諭	118
学校内	スクールカウンセラー、相談員等	275

【結果】

- 小学校・中学校ともに、学校内の「スクールカウンセラー、相談員等」が最も多い。
- 学校外の機関では小学校・中学校ともに「病院・診療所」が最も多く利用されていた。
- 小学校・中学校ともに「相談・指導等を受けていない児童・生徒」の数が増加している。

2 (3) 相談・指導を受けていない児童・生徒の内訳



【結果】

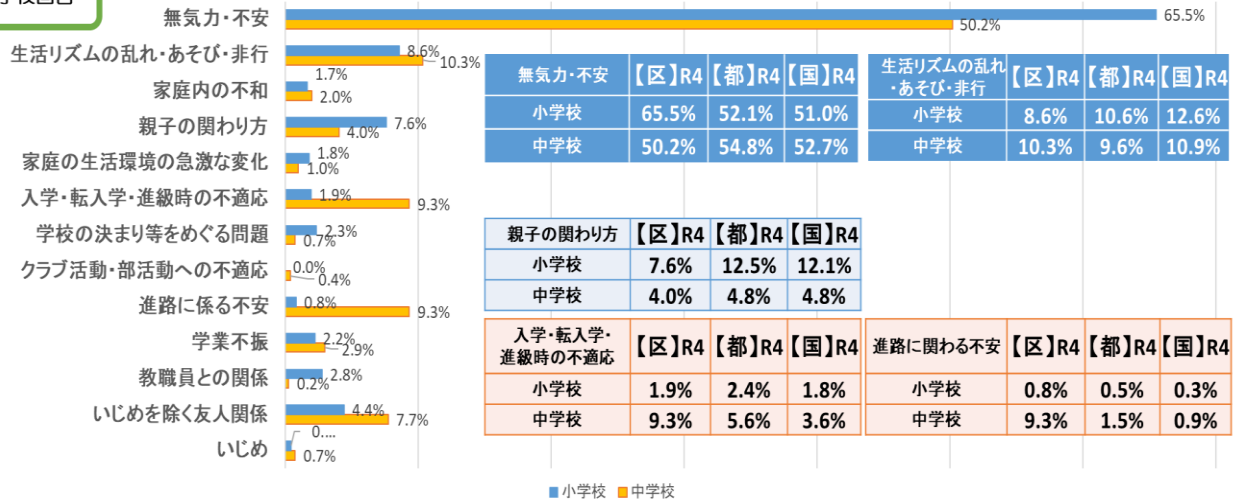
- 学校内・外の機関等で相談・指導等を受けていない児童・生徒のうち、小学校では80%以上が担任等と相談・指導等の関りがあり、中学校では約90%弱が担任等と相談・指導等の関りがある。

2 (4) 不登校の要因 (主たるもの)

※児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より

学校回答

世田谷区 不登校の要因



【結果】

●不登校の主たる要因として、小・中 学校ともに本人の「無気力・不安」が5～6割となっている。小学校では国や都を上回っている。

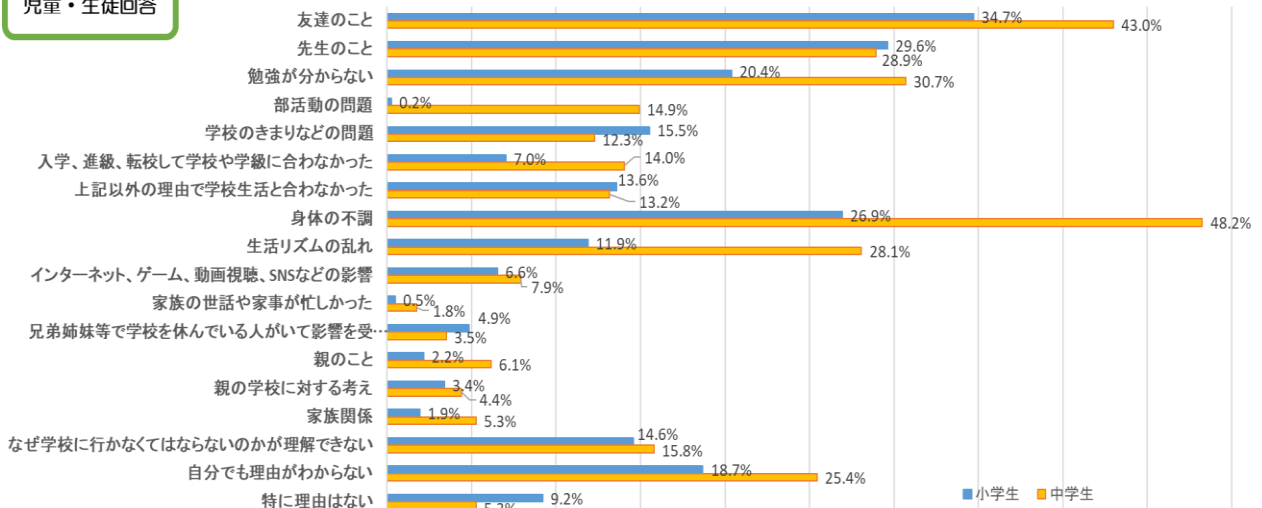
次に多い理由は「生活リズムの乱れ・あそび・非行」で、本人に係る状況の2項目が上位に挙がっている。

2 (5) 不登校の要因 (複数回答可)

※区実態調査 (令和4年度実施) より

児童・生徒回答

最初に学校に行きづらい、休みたいと思った理由(複数回答可)



【結果】

●最初に学校に行きづらい、休みたいと思った理由について、小学校では「友達のこと」「先生のこと」「身体の不調」が最も多い回答であり、中学校では「身体の不調」「友達のこと」「勉強がわからない」が最も多い回答であった。

資料3 世田谷区の不登校支援の実態

1 現状と課題

世田谷区の小学校、中学校における年間累計30日以上欠席している不登校児童・生徒数は、平成30年度は825人だったが、令和4年度には1,540人と約1.9倍にも増加している。さらに、令和5年度においても増加傾向が続いている。

そのような状況の中、不登校を未然に防ぐための学校の支援や、不登校になっても学校の出席につながる支援、さらには不登校状態の長期化又は引きこもりになった児童・生徒への支援など、個々の状況に合わせた支援策の充実が重要である。

また、教育相談内容が複雑・多様化する中で、教育と福祉の連携が重要となっている。更なる相談体制・機能の充実と、不登校児童・生徒が長期引きこもりに移行しないよう、区福祉所管、教育委員会及び学校が連携して早期支援につなげるなど、連携の強化が必要である。

2 世田谷区における主な不登校支援策

(1) 不登校児童・生徒への支援体制

①学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「ねいろ」

新たな環境での学びを望み、学習に対して意欲がある児童・生徒への新たな支援策として、令和4年4月に「学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「ねいろ」（以下、「ねいろ」という）を開設した。

「ねいろ」では、生徒の実態に合わせた特別な教育課程を編成し、正規の教職員を配置し、生徒の興味や関心に合わせた学習活動や様々な体験活動、交流事業を実施し、生徒一人一人の構成や能力を発見・伸長しながら、社会的な自立に向けた教育活動を実施している。

②ほっとスクール（教育支援センター）

学校生活にかかわる心理的な理由等によって不登校状態にある区内在住の児童・生徒を対象に、学校生活への復帰や、社会的自立に向けた支援を行っている施設である。ほっとスクールでは同年代の子どもたちと一緒に過ごし、学習や体験活動を行っている。

ほっとスクールは区内に「城山」「尾山台」「希望丘」の3カ所がある。通室日は学校での出席扱いになる。ほっとスクールへのニーズが増える中で、今後は、地域偏在に配慮し、アクセスしやすくするために、各地域に設置することが課題となっている。

③オンラインによる児童・生徒支援「ほっとルームせたがYah! オンライン」

区内在住の不登校及び不登校傾向にある児童・生徒を対象に、令和5年6月から、新たな事業としてタブレット型情報端末等を利用したオンラインによる支援を実施している。

支援内容については、学習支援、居場所支援等の個別支援に加え、複数で参加で

きる体験イベントの開催や児童・生徒間の交流、保護者相談支援等といった、直接的な支援へのつなぎなどの機能を持ち、多様な選択肢のもと、利用する児童・生徒一人一人に応じた支援を行っている。また、オンライン支援事業参加時においては、基本的に学校での出席扱いとなる。

④ほっとルーム（校内教育支援センター）・学校生活サポーターによる支援

教育委員会では、ほっとルーム（別室登校）を文部科学省の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」における不登校対策の取組みの一つである「校内教育支援センター」と位置づけ、取組みを進めている。

魅力ある学校づくりを進め、不登校を未然に防ぐことが今後の不登校支援の重要な視点となることから、これまで支援してきた実績をもとに、引き続き学校の中でのほっとルーム（別室登校）を拡充するため、現在 15 校に学校生活サポーターを配置しているが、今後、学校生活サポーター配置校を拡充し、全校への展開を進めていく。

（２）総合教育相談

①スクールカウンセラー

いじめや不登校など、児童・生徒の問題行動、学校不適応などが深刻化している。この解決に向け、全ての区立小・中学校に、スクールカウンセラーが配置され、児童・生徒や保護者からの相談を受けるとともに、教員と協力して児童・生徒に必要な支援を考えることなどにより、学校における教育相談機能の充実を図る。

②総合教育相談ダイヤル（電話相談）

保護者だけでなく、子ども本人や関係者からの相談にも応じている。教育相談員（主任心理教育相談員、心理教育相談員、スクールソーシャルワーカー）が相談者の話をよく聴き、相談者の気持ちに寄り添いながら、共に考え、助言したり福祉所管も含めた適切な機関を紹介したりして相談に応じている。

③来室相談

不登校や登校渋り、発達障害など、児童・生徒の生活や教育に関わる課題について、心理教育相談員が相談を受け来室での面談を行う。来室相談機能は教育総合センターのほかに、玉川分室、砧分室、烏山分室があり、地域に根差した相談体制をとっている。

④不登校支援窓口

不登校や登校渋りなどに関する様々な相談のほか、保護者や児童・生徒、教員や関係機関からの相談を受け付けている、教育相談員が電話相談による助言や福祉所管も含めた関係機関の紹介、必要に応じて面接相談等を行ったり、学びの多様化学校（不登校特例校）分教室の相談を行ったりしている。また、悩みや課題を持った方のもとへ、こちらから伺い、相談や支援につなげるアウトリーチ支援も行っている。

【資料】不登校児童・生徒数及び支援策利用者数

不登校児童・生徒数	1, 540人（令和4年度）
学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「ねいろ」生徒数	44人（令和6年2月現在）
ほっとスクール通室者数※	297人（令和6年2月現在）
「ほっとルームせたがYah！オンライン」利用者数※	247人（令和6年2月現在）
スクールカウンセラー相談回数（小・中学校）	59, 471回（令和4年度）
総合教育相談ダイヤル相談件数	576件（令和4年度）
来室相談件数	2, 531件（令和4年度）
不登校支援窓口受付件数	762件（令和4年度）

※「ほっとスクール」と「ほっとルームせたがYah！オンライン」を重複して利用している児童・生徒もいる。